

2020年2月10日

組合員各位

東京都宅建協同組合大田支所
支所長 菅野 俊彦



民法改正に伴う家賃保証制度の勉強会

皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は支所運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご存じの通り本年4月に施行されます民法改正に伴い、連帯保証人制度が改正されます。4月以降従来のままの契約書では、保証契約を無効とされる可能性があります。これにより家賃保証会社を利用するメリットにも変化が生じます。つきましては、「2020年4月民法改正に伴う家賃保証制度の必要性」と題し、下記要領にて勉強会を実施いたします。

家賃保証会社を利用していない皆様をはじめ、ハトさん保証取次店に加盟されていない方、すでに加盟されている方にも家賃の自動引き落とし等の商品説明を行いますので、是非この機会をご利用ください。

記

日 時 3月9日(月) 18時30分～20時

場 所 宅建協会大田区支部 会議室

参加費 無料

講 師 東京都宅建協同組合出資会社

株式会社宅建ブレインズ 取締役 新井規志氏

定 員 先着30名

申し込み締切 3月2日(月)

以上

下記の申込書にご記入のうえ、支部事務所 FAX 03-3732-3873 までお申し込みください。なお、定員に達した後のお申込者には事務局よりその旨をご連絡いたします。

「2020年4月民法改正に伴う家賃保証制度の必要性」勉強会に申し込みます。

商号 _____

氏名 _____

携帯電話番号 _____